

○ 水利施設管理強化事業実施要領（令和３年３月29日付け２農振第3535号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第１ 事業の内容等 １～４ （略） ５ 要綱第２の３の（２）の特別型（渇水・高温対策）の事業実施主体は、農業水利施設のエネルギー使用量の削減に向けた取組として、<u>別紙様式第４－２号の別表の省エネルギー化及びコスト削減の取組メニューのうち省エネルギー化の取組を１つ以上含む２つ以上の取組を実施するものとする。</u> <u>６ 要綱第４の４の省エネルギー化推進計画（以下「省エネ計画」という。）は、事業の採択を申請する年度において、別紙様式第５号により当該年度の翌年度からの３か年、４か年又は５か年における農業水利施設の省エネルギー化、コスト削減及び体制強化の取組を定めるものとする。要綱第２の６の（１）のイの施設を省エネ計画に位置付ける場合にあっては、当該施設が要綱第２の６の（１）のイに掲げる施設に該当することを証明する書類等を添付するものとする。</u> <u>７ 省エネ計画においては、農業水利施設のエネルギー使用量の削減に向けた取組として、別紙様式第５号の別表の省エネルギー化、コスト削減及び体制強化の取組メニューのうちハード対策を含む２つ以上の対策を実施すること又は新たなソフト対策を１つ以上含む３つ以上のソフト対策を実施することを定めるものとする。</u> <u>８ 省エネルギー化推進型における支援交付金の算定方法は、別紙のとおりとする。</u> 第２ 事業の申請 １ 一般型及び連携管理保全型 （１）要綱第５の１の（１）の「事業採択申請書」は、<u>別紙様式第６－</u>	第１ 事業の内容等 １～４ （略） ５ 要綱第２の３の（２）の特別型（渇水・高温対策）の事業実施主体は、農業水利施設のエネルギー使用量の削減に向けた取組として、別表の省エネルギー化及びコスト削減の取組メニューのうち省エネルギー化の取組を１つ以上含む２つ以上の取組を実施するものとする。 （新設） （新設） （新設） 第２ 事業の申請 １ 一般型及び連携管理保全型 （１）要綱第５の１の（１）の「事業採択申請書」は、<u>別紙様式第４</u>

1号によるものとする。

- (2) 要綱第5の1の(2)の「事業採択申請書」は、別紙様式第6－2号によるものとする。

2 特別型

- (1)～(4) (略)

- (5) 要綱第5の2の(1)の流域治水対策又は特定外来生物対策に係る「事業採択申請書」は、別紙様式第6－3号によるものとする。

- (6) 要綱第5の2の(2)の流域治水対策又は特定外来生物対策に係る「事業採択申請書」は、別紙様式第6－4号によるものとする。

- (7) 要綱第5の2の(1)又は(4)の渇水・高温対策に係る「事業採択申請書」は、別紙様式第6－5号によるものとする。

- (8) 要綱第5の2の(2)又は(5)の渇水・高温対策に係る「事業採択申請書」は、別紙様式第6－6号によるものとする。

- (9) 要綱第5の2の(4)及び(5)の「交付決定前着手届」は、別紙様式第6－7号又は別紙様式第6－8号によるものとする。

3 管理水準向上型

- (1) 要綱第5の3の(1)の「事業採択申請書」は、別紙様式第6－9号によるものとする。

- (2) 要綱第5の3の(2)の「事業採択申請書」は、別紙様式第6－10号によるものとする。

4 包括的民間委託推進型

- (1) 要綱第5の4の(1)の「事業採択申請書」は、別紙様式第6－11号によるものとする。

- (2) 要綱第5の4の(2)の「事業採択申請書」は、別紙様式第6－12号によるものとする。

－4号によるものとする。

- (2) 要綱第5の1の(2)の「事業採択申請書」は、別紙様式第4－5号によるものとする。

2 特別型

- (1)～(4) (略)

- (5) 要綱第5の2の(1)の流域治水対策又は特定外来生物対策に係る「事業採択申請書」は、別紙様式第4－6号によるものとする。

- (6) 要綱第5の2の(2)の流域治水対策又は特定外来生物対策に係る「事業採択申請書」は、別紙様式第4－7号によるものとする。

- (7) 要綱第5の2の(1)又は(4)の渇水・高温対策に係る「事業採択申請書」は、別紙様式第4－8号によるものとする。

- (8) 要綱第5の2の(2)又は(5)の渇水・高温対策に係る「事業採択申請書」は、別紙様式第4－9号によるものとする。

- (9) 要綱第5の2の(4)及び(5)の「交付決定前着手届」は、別紙様式第4－10号又は別紙様式第4－11号によるものとする。

3 管理水準向上型

- (1) 要綱第5の3の(1)の「事業採択申請書」は、別紙様式第4－12号によるものとする。

- (2) 要綱第5の3の(2)の「事業採択申請書」は、別紙様式第4－13号によるものとする。

4 包括的民間委託推進型

- (1) 要綱第5の4の(1)の「事業採択申請書」は、別紙様式第4－14号によるものとする。

- (2) 要綱第5の4の(2)の「事業採択申請書」は、別紙様式第4－15号によるものとする。

5 省エネルギー化推進型

(1) 要綱第5の5の(1)の「事業採択申請書」は、別紙様式第6－13号によるものとする。

(2) 要綱第5の5の(2)の「事業採択申請書」は、別紙様式第6－14号によるものとする。

第3 事業の採択

- 1 要綱第6の都道府県知事に対する「採択通知書」は、別紙様式第7－1号によるものとする。
- 2 要綱第6の市町村に対する通知は別紙様式第7－2号により行うものとする。

第4 計画の変更

1 一般型及び連携管理保全型

- (1) 要綱第7の1により「管理強化計画」を変更したときは、市町村長は、別紙様式第8－1号により、都道府県知事に変更後の管理強化計画を提出するものとする。
- (2) (1)の規定により市町村長から変更後の管理強化計画の提出があったとき又は要綱第7の1により「管理強化計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第8－2号により、地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。）へ報告するものとする。

2 特別型

- (1) 要綱第7の2により「流域治水推進計画」を変更したときは、市町村長は、別紙様式第8－3号により、都道府県知事に変更後の流域治水推進計画を提出するものとする。
- (2) (1)の規定により市町村長から変更後の流域治水推進計画の

(新設)

第3 事業の採択

- 1 要綱第6の都道府県知事に対する「採択通知書」は、別紙様式第5－1号によるものとする。
- 2 要綱第6の市町村に対する通知は別紙様式第5－2号により行うものとする。

第4 計画の変更

1 一般型及び連携管理保全型

- (1) 要綱第7の1により「管理強化計画」を変更したときは、市町村長は、別紙様式第6－1号により、都道府県知事に変更後の管理強化計画を提出するものとする。
- (2) (1)の規定により市町村長から変更後の管理強化計画の提出があったとき又は要綱第7の1により「管理強化計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第6－2号により、地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。）へ報告するものとする。

2 特別型

- (1) 要綱第7の2により「流域治水推進計画」を変更したときは、市町村長は、別紙様式第6－3号により、都道府県知事に変更後の流域治水推進計画を提出するものとする。
- (2) (1)の規定により市町村長から変更後の流域治水推進計画の

提出があったとき又は要綱第7の2により「流域治水推進計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第8－4号により、地方農政局長等へ報告するものとする。

(3) 要綱第7の2により「渇水・高温対策計画」を変更したときは、市町村長は、別紙様式第8－5号により、都道府県知事に変更後の渇水・高温対策計画を提出するものとする。

(4) (3)の規定により市町村長から変更後の渇水・高温対策計画の提出があったとき又は要綱第7の2により「渇水・高温対策計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第8－6号により、地方農政局長等へ報告するものとする。

(5) 要綱第7の2により「特定外来生物対策計画」を変更したときは、市町村長は、別紙様式第8－7号により、都道府県知事に変更後の特定外来生物対策計画を提出するものとする。

(6) (5)の規定により市町村長から変更後の特定外来生物対策計画の提出があったとき又は要綱第7の2により「特定外来生物対策計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第8－8号により、地方農政局長等へ報告するものとする。

3 管理水準向上型

(1) 要綱第7の3により「向上計画」を変更したときは、市町村長は、別紙様式第8－9号により、都道府県知事に変更後の向上計画を提出するものとする。

(2) (1)の規定により市町村長から変更後の向上計画の提出があったとき又は要綱第7の3により「向上計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第8－10号により、地方農政局長等へ報告するものとする。

4 包括的民間委託推進型

(1) 要綱第7の4により「委託推進計画」を変更したときは、市町村長は、別紙様式第8－11号により、都道府県知事に変更後の委託推進計画を提出するものとする。

提出があったとき又は要綱第7の2により「流域治水推進計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第6－4号により、地方農政局長等へ報告するものとする。

(3) 要綱第7の2により「渇水・高温対策計画」を変更したときは、市町村長は、別紙様式第6－5号により、都道府県知事に変更後の渇水・高温対策計画を提出するものとする。

(4) (3)の規定により市町村長から変更後の渇水・高温対策計画の提出があったとき又は要綱第7の2により「渇水・高温対策計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第6－6号により、地方農政局長等へ報告するものとする。

(5) 要綱第7の2により「特定外来生物対策計画」を変更したときは、市町村長は、別紙様式第6－7号により、都道府県知事に変更後の特定外来生物対策計画を提出するものとする。

(6) (5)の規定により市町村長から変更後の特定外来生物対策計画の提出があったとき又は要綱第7の2により「特定外来生物対策計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第6－8号により、地方農政局長等へ報告するものとする。

3 管理水準向上型

(1) 要綱第7の3により「向上計画」を変更したときは、市町村長は、別紙様式第6－9号により、都道府県知事に変更後の向上計画を提出するものとする。

(2) (1)の規定により市町村長から変更後の向上計画の提出があったとき又は要綱第7の3により「向上計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第6－10号により、地方農政局長等へ報告するものとする。

4 包括的民間委託推進型

(1) 要綱第7の4により「委託推進計画」を変更したときは、市町村長は、別紙様式第6－11号により、都道府県知事に変更後の委託推進計画を提出するものとする。

(2) (1)の規定により市町村長から変更後の委託推進計画の提出があったとき又は要綱第7の4により「委託推進計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第8-12号により、地方農政局長等へ報告するものとする。

5 省エネルギー化推進型

(1) 要綱第7の5により「省エネ計画」を変更したときは、市町村は、別紙様式第8-13号により、都道府県知事に変更後の省エネ計画を提出するものとする。

(2) (1)の規定により市町村から変更後の省エネ計画の提出があったとき又は要綱第7の5により「省エネ計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第8-14号により、地方農政局長等へ報告するものとする。

第5 事業の実績報告

1 要綱第9の1の管理水準向上型の実績報告は、毎取組年度終了後60日以内に、別紙様式第9-1号により報告するものとする。

2 要綱第9の2の包括的民間委託推進型の実績報告は、毎取組年度終了後60日以内に、別紙様式第9-2号により報告するものとする。

3 要綱第9の3の省エネルギー化推進型の実績報告は、毎取組年度終了後60日以内に、別紙様式第9-3号により報告するものとする。

別紙様式第1号～別紙様式第4-3号（略）

別紙様式第5号

省エネルギー化推進計画

(2) (1)の規定により市町村長から変更後の委託推進計画の提出があったとき又は要綱第7の4により「委託推進計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第6-12号により、地方農政局長等へ報告するものとする。

(新設)

第5 事業の実績報告

1 要綱第9の1の管理水準向上型の実績報告は、毎取組年度終了後60日以内に、別紙様式第7-1号により報告するものとする。

2 要綱第9の2の包括的民間委託推進型の実績報告は、毎取組年度終了後60日以内に、別紙様式第7-2号により報告するものとする。

(新設)

別紙様式第1号～別紙様式第4-3号（略）

(新設)

1 地区概要

都道府県名	地区名	事業実施主体名	関係市町村名	関係土地改良区名

2 対象施設（施設管理者ごとに記載）

施設管理者：〇〇

・維持管理に占める諸油脂費及び電力料の割合：〇%

・維持管理に占める諸油脂費及び電力料：〇千円

（1）諸油脂

施設名	施設区分	施設容量	当年度使用 諸油脂量	当年度諸油脂費	交付済み又は交付 予定補助金等	省エネ ルギー化 ・コスト 削減対策	取組内容	実施期間
			KL	千円				
			KL	千円				
			KL	千円				

(2) 電力

施設名	施設区分	施設容量	契約区分	当年度使用電力量	当年度電力料	交付済み又は交付予定補助金等	省エネルギー化・コスト削減対策	取組内容	実施期間
		kW		kWh	千円 (内訳) ・基本料金 千円 ・電力量料金 千円 ・燃料費調整額 千円 ・再エネ賦課金 千円				
		kW		kWh	千円 (内訳) ・基本料金 千円 ・電力量料金 千円 ・燃料費調整額 千円 ・再エネ賦課金 千円				
		kW		kWh	千円 (内訳) ・基本料金 千円 ・電力量料金 千円 ・燃料費調整額 千円 ・再エネ賦課金 千円				

(3) 体制強化

取組メニュー	取組内容	実施期間

注

- 1 当年度の使用諸油脂量、諸油脂費、使用電力量、電力料が分かる資料等を添付すること。
- 2 使用量が確定していない月の諸油脂量又は使用電力量については、前年度の当該月の使用諸油脂量又は使用電力量で代用することとする。その場合にあつては、前年度の使用諸油脂量又は使用電力量の実績が分かる資料等を添付すること。
- 3 支払額が確定していない月の諸油脂費については、支払済みの最新の月の単価に注2で代用する使用量を乗じた金額で代用する。
- 4 支払額が確定していない月の電力料については、電力会社が公表している当該月の単価又は支払済みの最新の月の単価に注2により代用する電力量を乗じた金額で代用する。
- 5 交付済み又は交付予定補助金等の額が分かる資料等を添付すること。
- 6 直近12か月の維持管理費に占める諸油脂費及び電力料並びにその割合が分かる資料等を添付すること。
- 7 諸油脂費又は電力料の単価高騰以外の要因による料金高騰があった場合は、その事実を証明する書類等を添付すること。
- 8 ハード対策を過去5年間に実施済み又は今後5年以内に実施予定の場合は、その時期を記載すること。
- 9 省エネルギー化、コスト削減及び体制強化対策として、独自の取組を実施する場合は、その取組の内容及び省エネルギー化、コスト削減の効果又は施設管理者の体制強化に資すると認められたことが分かる資料等を添付すること。
- 10 (1)及び(2)の「省エネルギー化・コスト削減対策」の欄には、別表の取組メニューのうち実施する取組の記号(SE-1～SE-9、HE-1～HE-10、SC-1～SC-4、HC-1～HC-4)を記載すること。
- 11 (1)及び(2)の「取組内容」の欄には、具体的な取組内容を記載すること。
- 12 別表の取組メニューのうち体制強化の取組を実施する場合は、(3)の「取組メニュー」の欄に、実施する取組の記号(SS-1～SS-4)を記載し、「取組内容」の欄に、具体的な取組内容を記載すること。

(新設)

別表 省エネルギー化、コスト削減及び体制強化の取組メニュー

取組メニュー		
省エネルギー化	ソフト対策	SE-1 ポンプの吐出し水位の見直し
		SE-2 ポンプの吸込み水位の見直し
		SE-3 排水機場の内水位調整
		SE-4 休止可能機器の通電停止
		SE-5 大口径ポンプの優先使用
		SE-6 無効送水の削減
		SE-7 節水による送水量の削減
		SE-8 エネルギー管理の強化
		SE-9 独自取組（省エネ化） （その他農業水利施設の省エネルギー化の効果が認められる取組（以下「独自取組（省エネ化）」という。））
	ハード対策	HE-1 高効率変圧器への更新
		HE-2 電動機制御方式の見直し
		HE-3 高効率電動機への更新
		HE-4 減速機の省略
		HE-5 高効率ポンプへの更新
		HE-6 インペラ（羽根車）の改造
		HE-7 水路のパイプライン化
		HE-8 遠隔制御機器の導入
		HE-9 再生可能エネルギー施設の導入（自家消費有り）
		HE-10 独自取組（省エネ化）

取組メニュー		
コスト削減	ソフト対策	SC-1 <u>ポンプの同時運転台数の削減</u>
		SC-2 <u>電力契約の適正化</u>
		SC-3 <u>電力契約使用期間の短縮</u>
		SC-4 <u>独自取組（コスト削減） （その他農業水利施設のコスト削減の効果が認められる 取組（以下「独自取組（コスト削減）」という。））</u>
	ハード対策	HC-1 <u>力率の改善</u>
		HC-2 <u>ピークカットのための調整施設の整備</u>
		HC-3 <u>再生可能エネルギー施設の導入（自家消費なし）</u>
		HC-4 <u>独自取組（コスト削減）</u>
取組メニュー		
体制強化	ソフト対策	SS-1 <u>准組合員制度の適用</u>
		SS-2 <u>施設管理准組合員制度の適用</u>
		SS-3 <u>経常賦課金の引上げ（過去4年以内又は今後5年以内）</u>
		SS-4 <u>独自取組（体制強化） （その他農業水利施設の管理に係る体制強化に資すると 認められる取組）</u>

注 ソフト対策の省エネルギー化のうち、SE-8「エネルギー管理の強化」は、①専門技術者による省エネルギー診断の実施、②省エネルギーのための施設の運用方法のマニュアル化、③職員の省エネルギー化に関連する資格の取得、④研修受講等の人材育成、⑤施設利用者への省エネルギー化の取組の啓発など省エネルギー化の取組の新規追加・拡大・強化・定着を図る取組、⑥電力需要の少ない時間帯の施設運転によるピーク使用量の抑制、⑦再生可能エネルギー由来の電源への切替え又はその利用拡大など電力需給の逼迫解消や再生可能エネルギーの利用推進に資する取組、⑧農業水利施設以外のエネルギー使用量削減の取組のうち2つ以上の取組を実施することとする。

別紙様式第6－1号～別紙様式第6－12号（略）

別紙様式第4－4号～別紙様式第4－15号（略）

別紙様式第 6－13 号

水利施設管理強化事業（省エネルギー化推進型）事業採択申請書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

市町村長

下記地区について、〇〇年度から水利施設管理強化事業（省エネルギー化推進型）を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第 5 の 5 の（1）に基づき、省エネルギー化推進計画を添付して申請します。

記

施設名	施設造成者名	施設管理者名	備考

注 備考欄には、採択済みの事業型を記載する。

別紙様式第 6－14 号

水利施設管理強化事業（省エネルギー化推進型）事業採択申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

北海道にあつては農村振興局長
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長

都道府県知事

（新設）

（新設）

下記地区について、〇〇年度から水利施設管理強化事業（省エネルギー化推進型）を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第5の5の（2）に基づき、省エネルギー化推進計画を添付して申請します。

記

施設名	事業実施主体名	施設造成者名	施設管理者名	備考

注 備考欄には、採択済みの事業型を記載する。

別紙様式第7－1号

水利施設管理強化事業実施採択通知書

(略)

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって申請のあった下記地区について、事業実施地区として採択したので通知する。

記

(略)

<省エネルギー化推進型の場合>

事業型	施設名	事業実施主体名	施設管理者名	事業費	備考

別紙様式第5－1号

水利施設管理強化事業実施採択通知書

(略)

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって申請のあった下記地区について、事業実施地区として採択したので通知する。

記

(略)

(新設)

別紙様式第 7－2 号

水利施設管理強化事業実施採択通知書

(略)

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって申請のあった下記地区について、事業実施地区として採択したので通知する。

記

(略)

<省エネルギー化推進型の場合>

<u>事業型</u>	<u>施設名</u>	<u>施設管理者名</u>	<u>事業費</u>	<u>備考</u>

別紙様式第 8－1 号～別紙様式第 8－12 号 (略)

別紙様式第 8－13 号

省エネルギー化推進計画変更手続書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

市町村長

水利施設管理強化事業（省エネルギー化推進型）の省エネルギー化推進計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第 7 の 5 により提出します。

別紙様式第 5－2 号

水利施設管理強化事業実施採択通知書

(略)

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって申請のあった下記地区について、事業実施地区として採択したので通知する。

記

(略)

(新設)

別紙様式第 6－1 号～別紙様式第 6－12 号 (略)

(新設)

記

1 施設名

2 省エネルギー化推進計画（変更）

※別紙様式第 5 号により、変更に係る項目については、変更前の情
報を各項目の上段に括弧書きで記載する。

別紙様式第 8－14 号

省エネルギー化推進計画変更手続報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

北海道にあつては農村振興局長

沖縄県にあつては沖縄総合事務局長

都道府県知事

水利施設管理強化事業（省エネルギー化推進型）の省エネルギー化推
進計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第 7 の 5 により
報告します。

記

1 施設名

2 省エネルギー化推進計画（変更）

※別紙様式第 5 号により、変更に係る項目については、変更前の情
報を各項目の上段に括弧書きで記載する。

別紙様式第 9－1 号・別紙様式第 9－2 号（略）

別紙様式第 9－3 号

実績報告書（省エネルギー化推進型）

番 号

（新設）

別紙様式第 7－1 号・別紙様式第 7－2 号（略）

（新設）

年 月 日

農 村 振 興 局 長
又は
地 方 農 政 局 長
沖縄総合事務局長

殿

[都道府県知事]

(都道府県知事名)

[市町村長名]

下記のとおり事業を実施したので、水利施設管理強化事業実施要綱第9の3に基づき報告します。

記

1 地区概要

都道府県名	地区名	事業実施主体名	関係市町村名	関係土地改良区名	支援交付金額
					千円

2 支援交付金の使途

使途	内容	金額
ア	省エネ計画に係る取組	千円
		千円
イ	施設の管理費	千円
		千円

3 対象施設（施設管理者ごとに記載）

施設管理者：〇〇

・維持管理費に占める諸油脂費及び電力料の割合：〇％

・維持管理費に占める諸油脂費及び電力料：〇千円

（１）諸油脂

施設名	運転時間					送水量					使用諸油脂量					R〇年度 からの 使用 諸油脂量 削減率	省エネルギー 化・コスト削減 対策	取組内容	実施期間	備考
	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇					
	時間	時間	時間	時間	時間	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	kL	kL	kL	kL	kL	%				
	時間	時間	時間	時間	時間	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	kL	kL	kL	kL	kL	%				
	時間	時間	時間	時間	時間	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	kL	kL	kL	kL	kL	%				

(2) 電力

施設名	施設容量	契約区分	運転時間					送水量					使用電力量					省エネルギー 化・コスト削減 対策	取組内容	実施期間	備考
			<u>RO</u>	<u>RO</u>	<u>RO</u>	<u>RO</u>	<u>RO</u>	<u>RO</u>	<u>RO</u>	<u>RO</u>	<u>RO</u>	<u>RO</u>	<u>RO</u>	<u>RO</u>	<u>RO</u>	<u>RO</u>	<u>RO</u>				
	kW		時間	時間	時間	時間	時間	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	kWh	kWh	kWh	kWh	kWh	%			
	kW		時間	時間	時間	時間	時間	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	kWh	kWh	kWh	kWh	kWh	%			
	kW		時間	時間	時間	時間	時間	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	kWh	kWh	kWh	kWh	kWh	%			

(3) 体制強化

取組メニュー	取組内容	実施期間	備考

注

- 1 当該年度の運転時間、送水量、使用諸油脂量及び使用電力量が分かる資料等を添付すること。ただし、初年度分の実績報告書にあつては、前年度及び当年度の運転時間、送水量、使用諸油脂量及び使用電力量が分かる資料等を添付すること。
- 2 ハード対策を過去5年間に実施済み又は今後5年以内に実施予定の場合は、その時期を記載すること。

別紙 支援交付金の算定方法

(新設)

- (1) 要綱第2の6の(1)のアの施設について、国の支援交付金の額の算定は、次のとおり行うものとする。

$$\text{支援交付金の額} = \text{エネルギー料金の高騰分} \times 0.7$$

$$\text{エネルギー料金の高騰分} = \text{当年度のエネルギー料金} - \text{指標となる}$$

$$\text{エネルギー料金} - \text{従来補助金額}$$

$$\text{指標となるエネルギー料金} = \text{当年度のエネルギー料金} \div \text{高騰率}$$

- (2) 要綱第2の6の(1)のイの施設について、国の支援交付金の額の算定は、次のとおり行うものとする。

$$\text{支援交付金の額} = \text{エネルギー料金の高騰分} \times 0.4$$

$$\text{エネルギー料金の高騰分} = \text{当年度のエネルギー料金} - \text{指標となる}$$

$$\text{エネルギー料金} - \text{従来補助金額}$$

$$\text{指標となるエネルギー料金} = \text{当年度のエネルギー料金} \div \text{高騰率}$$

- (3) エネルギー料金とは、諸油脂費及び電力料をいう。

- (4) エネルギー料金の高騰分には、(1)及び(2)の算定式により算定される諸油脂費及び電力料の単価高騰による高騰分以外の高騰分を含めることを認めるが、その場合にあつては、単価高騰による高騰以外の高騰の事実を証明する資料等を省エネ計画に添付するものとする。

- （５）当年度のエネルギー料金とは、令和８年６月から同年９月までの間に省エネ計画に記載された施設に要することが確実に見込まれる諸油脂費（灯油、軽油及びＡ重油）及び電力料（基本料金及び使用電力料のうち電力量料金及び燃料費調整額）をいう。
- （６）従来補助金額とは、一般型、連携管理保全型又は特別型により既に補助されている金額をいう。
- （７）高騰率は、統計調査等により別途農村振興局長が定めるものとする。
- （８）支援交付金の上限額は、（１）及び（２）の算定式により得られる額又はエネルギー料金の高騰分から、エネルギー料金の高騰分に対する本事業以外の補助金等の額を減じた額のうちいずれか小さい方の額とする。
- （９）（２）の支援に当たっては、事業実施主体は、エネルギー料金の高騰分の３割に相当する額を標準とし、事業実施主体が定める額を負担することとし、その額を施設管理者に交付するものとする。

附 則

この通知は、令和８年６月12日から施行する。

水利施設管理強化事業実施要領

	令和 3 年 3 月 29 日 付け 2 農振第 3535 号
	令和 4 年 3 月 30 日 3 農振第 2973 号
	令和 4 年 12 月 2 日 4 農振第 2192 号
	令和 5 年 3 月 28 日 4 農振第 2550 号
	令和 5 年 9 月 29 日 5 農振第 1644 号
	令和 5 年 11 月 29 日 5 農振第 1968 号
	令和 6 年 4 月 1 日 5 農振第 2631 号
	令和 6 年 4 月 26 日 6 農振第 315 号
	令和 7 年 4 月 1 日 6 農振第 2441 号
	令和 7 年 6 月 2 日 7 農振第 614 号
	令和 7 年 8 月 6 日 7 農振第 1314 号
	令和 8 年 4 月 7 日 7 農振第 3077 号
最終改正	令和 8 年 6 月 12 日 8 農振第 728 号

各 地 方 農 政 局 長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合開発局長
北 海 道 知 事 } 殿

農村振興局長

事業の実施に関しては、水利施設管理強化事業実施要綱（令和 3 年 3 月 29 日 付け 2 農振第 3534 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

第 1 事業の内容等

- 1 要綱第 2 の 1 の「一体不可分な国営又は水資源機構営附帯都道府県営造成施設」は、国営土地改良事業又は水資源機構かんがい排水事業の事業計画上の関連事業又は用水計画若しくは排水計画に位置付けられている都道府県営造成施設とし、要綱第 2 の 2 においては、これらに加えて、連携管理保全計画（土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 57 条の 11 に規定する連携管理保全計画）に位置付けられている都道府県営造成施設も対象とする。
- 2 要綱第 4 の 1 の水利施設管理強化計画（以下「管理強化計画」という。）は別紙様式第 1 号によるものとし、提出に当たっては次の資料を添付することとする。
 - （1）要綱第 2 の 1 の一般型においては、要綱別表 1 のイの（1）から（4）までに該当する施設がある場合には、その事実が確認できる資料の写し。なお、管理強化計画を提出する年度内に治水協定を締結等する見込みの施設については、締結等予定年月と締結等後速やかにその事実が確認できる資料の写し。
 - （2）要綱第 2 の 2 の連携管理保全型においては、連携管理保全計画の写し又は管理施設が連携管理保全計画に位置付けられることを確認できる資料の写し。

- 3 要綱第4の2の管理水準向上計画（以下「向上計画」という。）は、別紙様式第2号によるものとし、事業の採択を申請する年度において作成するものとする。
- 4 要綱第4の3の包括的民間委託推進計画（以下「委託推進計画」という。）は、別紙様式第3号によるものとし、事業の採択を申請する年度において作成するものとする。
- 5 要綱第2の3の（2）の特別型（渇水・高温対策）の事業実施主体は、農業水利施設のエネルギー使用量の削減に向けた取組として、別紙様式第4－2号の別表の省エネルギー化及びコスト削減の取組メニューのうち省エネルギー化の取組を1つ以上含む2つ以上の取組を実施するものとする。
- 6 要綱第4の4の省エネルギー化推進計画（以下「省エネ計画」という。）は、事業の採択を申請する年度において、別紙様式第5号により当該年度の翌年度からの3か年、4か年又は5か年における農業水利施設の省エネルギー化、コスト削減及び体制強化の取組を定めるものとする。要綱第2の6の（1）のイの施設を省エネ計画に位置付ける場合にあっては、当該施設が要綱第2の6の（1）のイに掲げる施設に該当することを証明する書類等を添付するものとする。
- 7 省エネ計画においては、農業水利施設のエネルギー使用量の削減に向けた取組として、別紙様式第5号の別表の省エネルギー化、コスト削減及び体制強化の取組メニューのうちハード対策を含む2つ以上の対策を実施すること又は新たなソフト対策を1つ以上含む3つ以上のソフト対策を実施することを定めるものとする。
- 8 省エネルギー化推進型における支援交付金の算定方法は、別紙のとおりとする。

第2 事業の申請

1 一般型及び連携管理保全型

- （1）要綱第5の1の（1）の「事業採択申請書」は、別紙様式第6－1号によるものとする。
- （2）要綱第5の1の（2）の「事業採択申請書」は、別紙様式第6－2号によるものとする。

2 特別型

- （1）要綱第5の2の（1）の「流域治水推進計画」は、別紙様式第4－1号によるものとし、要綱第2の3の（1）のアからウまでのいずれかに該当する流域治水プロジェクト等の写しを添付すること。当該年度内に締結する見込みの施設については、締結予定年月を記載し、締結後速やかに提出すること。
- （2）要綱第5の2の（1）の「渇水・高温対策計画」は、別紙様式第4－2号によるものとする。
- （3）要綱第5の2の（3）の「緊急の対応が必要な場合」とは、次に掲げるいずれかを満たす場合とする。
 - ア 当該年度における当該地域又は水源地域の連続干天日数（日雨量5mm未満）が20日以上又は30日間の総雨量が100mm以下となった場合
 - イ 渇水・高温に係る情報連絡会を設置し対策に取り組むなど、都道府県が特に必要と認める場合
- （4）要綱第5の2の（1）の「特定外来生物対策計画」は、別紙様式第4－3号によるものとする。
- （5）要綱第5の2の（1）の流域治水対策又は特定外来生物対策に係る「事業採択申請書」は、別紙様式第6－3号によるものとする。
- （6）要綱第5の2の（2）の流域治水対策又は特定外来生物対策に係る「事業採択申請書」

は、別紙様式第6－4号によるものとする。

(7) 要綱第5の2の(1)又は(4)の渇水・高温対策に係る「事業採択申請書」は、別紙様式第6－5号によるものとする。

(8) 要綱第5の2の(2)又は(5)の渇水・高温対策に係る「事業採択申請書」は、別紙様式第6－6号によるものとする。

(9) 要綱第5の2の(4)及び(5)の「交付決定前着手届」は、別紙様式第6－7号又は別紙様式第6－8号によるものとする。

3 管理水準向上型

(1) 要綱第5の3の(1)の「事業採択申請書」は、別紙様式第6－9号によるものとする。

(2) 要綱第5の3の(2)の「事業採択申請書」は、別紙様式第6－10号によるものとする。

4 包括的民間委託推進型

(1) 要綱第5の4の(1)の「事業採択申請書」は、別紙様式第6－11号によるものとする。

(2) 要綱第5の4の(2)の「事業採択申請書」は、別紙様式第6－12号によるものとする。

5 省エネルギー化推進型

(1) 要綱第5の5の(1)の「事業採択申請書」は、別紙様式第6－13号によるものとする。

(2) 要綱第5の5の(2)の「事業採択申請書」は、別紙様式第6－14号によるものとする。

第3 事業の採択

1 要綱第6の都道府県知事に対する「採択通知書」は、別紙様式第7－1号によるものとする。

2 要綱第6の市町村に対する通知は別紙様式第7－2号により行うものとする。

第4 計画の変更

1 一般型及び連携管理保全型

(1) 要綱第7の1により「管理強化計画」を変更したときは、市町村長は、別紙様式第8－1号により、都道府県知事に変更後の管理強化計画を提出するものとする。

(2) (1)の規定により市町村長から変更後の管理強化計画の提出があったとき又は要綱第7の1により「管理強化計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第8－2号により、地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。）へ報告するものとする。

2 特別型

(1) 要綱第7の2により「流域治水推進計画」を変更したときは、市町村長は、別紙様式第8－3号により、都道府県知事に変更後の流域治水推進計画を提出するものとする。

(2) (1)の規定により市町村長から変更後の流域治水推進計画の提出があったとき又は要綱第7の2により「流域治水推進計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第8－4号により、地方農政局長等へ報告するものとする。

(3) 要綱第7の2により「渇水・高温対策計画」を変更したときは、市町村長は、別紙様式第8－5号により、都道府県知事に変更後の渇水・高温対策計画を提出するものとする。

(4) (3)の規定により市町村長から変更後の渇水・高温対策計画の提出があったとき又は要綱第7の2により「渇水・高温対策計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第8－6号により、地方農政局長等へ報告するものとする。

(5) 要綱第7の2により「特定外来生物対策計画」を変更したときは、市町村長は、別紙様式第8-7号により、都道府県知事に変更後の特定外来生物対策計画を提出するものとする。

(6) (5)の規定により市町村長から変更後の特定外来生物対策計画の提出があったとき又は要綱第7の2により「特定外来生物対策計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第8-8号により、地方農政局長等へ報告するものとする。

3 管理水準向上型

(1) 要綱第7の3により「向上計画」を変更したときは、市町村長は、別紙様式第8-9号により、都道府県知事に変更後の向上計画を提出するものとする。

(2) (1)の規定により市町村長から変更後の向上計画の提出があったとき又は要綱第7の3により「向上計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第8-10号により、地方農政局長等へ報告するものとする。

4 包括的民間委託推進型

(1) 要綱第7の4により「委託推進計画」を変更したときは、市町村長は、別紙様式第8-11号により、都道府県知事に変更後の委託推進計画を提出するものとする。

(2) (1)の規定により市町村長から変更後の委託推進計画の提出があったとき又は要綱第7の4により「委託推進計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第8-12号により、地方農政局長等へ報告するものとする。

5 省エネルギー化推進型

(1) 要綱第7の5により「省エネ計画」を変更したときは、市町村は、別紙様式第8-13号により、都道府県知事に変更後の省エネ計画を提出するものとする。

(2) (1)の規定により市町村から変更後の省エネ計画の提出があったとき又は要綱第7の5により「省エネ計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第8-14号により、地方農政局長等へ報告するものとする。

第5 事業の実績報告

1 要綱第9の1の管理水準向上型の実績報告は、毎取組年度終了後60日以内に、別紙様式第9-1号により報告するものとする。

2 要綱第9の2の包括的民間委託推進型の実績報告は、毎取組年度終了後60日以内に、別紙様式第9-2号により報告するものとする。

3 要綱第9の3の省エネルギー化推進型の実績報告は、毎取組年度終了後60日以内に、別紙様式第9-3号により報告するものとする。

第6 その他

本事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定する宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

この通知は、令和4年3月30日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和4年12月2日から施行する。
- 2 この通知による改正前の水利施設管理強化事業実施要領に基づき実施する事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和5年3月28日から施行する。ただし、第6の改正規定については、令和5年5月26日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき実施する事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和5年9月29日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき実施する事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和5年11月29日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和6年4月26日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和7年6月2日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和7年8月6日から施行し、令和7年8月1日から適用する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づいて実施している特別型（渇水・高温対策）については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づいて実施している省エネルギー化推進型における実績報告については、なお従前の例による。

附 則

この通知は、令和 8 年 6 月 12 日から施行する。

〇〇地区水利施設管理強化計画

1. 地区概要

地区名		都道府県名	
関係市町村名		関係土地改良区名	
地区受益面積		受益農家戸数	
基本国営事業等			

2. 地域概要

(1) 概況

--

(2) 地域農業の展開方向

--

(3) 地域の開発方向

--

(4) 土地改良施設の地域社会との関わり

--

(5) 連携管理保全計画に基づく連携の概要 ※連携管理保全型の場合のみ記載

①関係者（市町村、集落、水利組合、多面的機能支払活動組織等）との連携の概要

②土地改良区間の連携の概要

注：1) 単一の土地改良区等（土地改良区又は土地改良区連合をいう。以下同じ。）が単独で連携管理保全計画を策定する場合は、①のみを記載する。

2) 複数の土地改良区等が共同で連携管理保全計画を策定する場合は、①に加え、②を記載することとし、合併、連合又はその他の連携（水利調整、洪水時及び渇水時の人材及び資機材の融通等）の概要を記載する。

3. 施設概要

（〇〇土地改良区、〇〇市）※施設管理者ごとに記載

ア. ダム

施設名	堤高 (m)	総貯水量 (千 m^3)	設計洪水量 (m^3/s)	地域防災計画等 への位置付けの 有無	治水協定ダム

イ. 頭首工

施設名	堤長 (m)	設計洪水量 (m^3/s)	地域防災計画等への 位置付けの有無

ウ．用水機場

施設名	揚程 (m)	用水量 (m ³ /s)	地域防災計画等への 位置付けの有無

エ．排水機場

施設名	総口径 (mm)	排水量 (m ³ /s)	地域防災計画等への 位置付けの有無

オ．樋門

施設名	通水量 (m ³ /s)	地域防災計画等への 位置付けの有無

カ．水路

施設名	延長 (m)	地域防災計画等への 位置付けの有無

キ．その他施設

施設名	規模・構造	地域防災計画等への 位置付けの有無

注：多面的機能支払活動組織と連携して連携管理保全計画を策定する場合であっても、多面的機能支払交付金の対象施設は、水利施設管理強化事業の対象施設とはならないことから、当該施設は本欄には記載しないよう留意する。

4．事業費

<一般型の場合>

(〇〇土地改良区、〇〇市) ※施設管理者ごとに記載

費目区分	単年想定事業費	備考
ア 多面的機能の発揮に対応した費用		
イ 治水協定ダムの洪水調節機能強化等の発揮に対応した費用		
ウ その他		

<連携管理保全型の場合>

(〇〇土地改良区、〇〇市) ※施設管理者ごとに記載

費目区分	単年想定事業費	備考
ア 施設の管理に要する費用		
イ その他		

管理水準向上計画

1 地区概要				
(1)都道府県名	(2)地区名	(3)事業実施 主体名	(4)関係市町村名	(5)関係土地 改良区名
2 事業実施の目的及び内容				
3 対象とする施設				
(1)施設名	(2)構造及び規模	(3)対応する一般型、連携管 理保全型又は特別型の地区名	(4)備考	
管理水準向上型実施計画		事業費	千円	
管 理 水 準 向 上 型 の 実 施 内 容	1 専門家派遣、研修の実施等の取組 (※地区に応じた実施内容（対象とする技術等の名称及び概要を含む）を記載)			
	2 技術活用に係る取組（最新の技術的な知見の普及・啓発を含む） (※地域に応じた実施内容（対象とする技術等の名称及び概要を含む）を記載)			
管理水準向上型を必要とする理由				
その他必要な事項				

包括的民間委託推進計画

1 地区概要

都道府県名	地区名	事業実施主体名	関係市町村名	関係土地改良区名

2 地区の現状・課題

地区における施設管理に係る現状、課題等を記載する。

3 包括的民間委託の目標・方針

地区内の包括的民間委託による上記課題の解決等に向けた目標、方針について記載する。

4 実施計画

包括的民間委託に係る調査、契約書類の作成等の取組や包括的民間委託の推進計画等について記載する。

	実施内容	備考
1 年目（令和 6 年度）		
2 年目（令和 7 年度）		
3 年目（令和 8 年度）		

5 包括的民間委託の対象施設

4 で包括的民間委託の対象として計画又は検討しているダム、頭首工、機場、樋門及び幹線水路等について、対象施設ごとに主要諸元、現在及び包括的民間委託後に想定する管理方法等を記載する。

施設名	主要諸元	現在の管理	包括的民間委託後の管理

流域治水推進計画

1. 地区概要

地区名		都道府県名	
市町村名		施設管理者名	

2. 対象施設調書

ア. ダム

施設名	所在地	水系名	河川名	型式	堤高 (m)

堤頂長 (m)	総貯水量 (千 m^3)	設計洪水量 (m^3/s)	協定等の区分	対象施設を活用した 流域治水の取組内容

イ. 頭首工

施設名	所在地	水系名	河川名	型式	堤高 (m)

堤長 (m)	取水量 (m^3/s)	設計洪水量 (m^3/s)	協定等の区分	対象施設を活用した 流域治水の取組内容

ウ. 用水機場

施設名	所在地	水系名	河川名	総口径 (mm)	用水量 (m^3/s)

協定等の区分	対象施設を活用した流域治水の取組内容

エ. 排水機場

施設名	所在地	水系名	河川名	総口径 (mm)	排水量 (m^3/s)

設計洪水量 (m^3/s)	協定等の区分	対象施設を活用した 流域治水の取組内容

オ. 樋門

施設名	所在地	水系名	河川名	通水量 (m^3/s)

協定等の区分	対象施設を活用した流域治水の取組内容

カ. 水路

施設名	所在地	水系名	河川名	延長 (m)	構造

協定等の区分	対象施設を活用した流域治水の取組内容

キ. ため池

施設名	所在地	水系名	河川名	総貯水量 (千m^3)

協定等の区分	対象施設を活用した流域治水の取組内容

ク. その他施設

施設名	所在地	水系名	河川名	規模・構造

協定等の区分	対象施設を活用した流域治水の取組内容

※協定等の区分については、要綱第2の3の（1）のアからウまでのいずれかに該当する流域治水プロジェクト等を記載すること。

3. 基礎的取組

取組内容	想定事業費	備考
(記載例) 費用の積上げ ・会議費 ・研修費 ・資料作成費 ・観測設備設置費 ・観測設備点検整備費・通信費	〇〇円 〇〇円 〇〇円 〇〇円 〇〇円	
計		

4. 追加的取組

取組内容	想定事業費	備考
(記載例1) 費用の積上げ ・事前放流等対応の人件費 ・ゲート操作等電気料金 ・その他(消耗品費等)	〇〇円 〇〇円 〇〇円	〇〇円/人・日×〇日
(記載例2) 排水施設の管理費に占める流域治水対策相当分	〇〇円	$\text{管理費} \times \frac{\text{集落・市街地の面積}}{\text{内部流域面積}}$
(記載例3) ダム、ため池の管理費に占める流域治水対策相当分	〇〇円	$\text{管理費} \times \frac{\text{集落・市街地の面積}}{\text{浸水想定区域面積}}$
計		

※1 対象となる施設ごとに記載すること。

※2 3の取組の費用と4の取組の費用が重複することのないように整理すること。

渇水・高温対策計画

1. 地区概要

地区名		都道府県名	
市町村名		施設管理者名	
省エネルギー化・コスト削減対策の取組内容			

注：省エネルギー化・コスト削減対策の取組内容は、別表の省エネルギー化及びコスト削減対策の取組メニューのうち省エネルギー化の取組を1つ以上含む、2つ以上の取組を実施するものとする。

2. 対象施設調書

ア. ダム

施設名	所在地	水系名	河川名	型式	堤高 (m)

堤頂長 (m)	総貯水量 (千m ³)	設計洪水量 (m ³ /s)	対象施設を活用した 渇水・高温対策の取組内容

イ. 頭首工

施設名	所在地	水系名	河川名	型式	堤高 (m)

堤長 (m)	取水量 (m ³ /s)	設計洪水量 (m ³ /s)	対象施設を活用した 渇水・高温対策の取組内容

ウ. 用水機場

施設名	所在地	水系名	河川名	総口径 (mm)	用水量 (m ³ /s)

対象施設を活用した 渇水・高温対策の取組内容

エ. 排水機場

施設名	所在地	水系名	河川名	総口径 (mm)	排水量 (m^3/s)

設計洪水量 (m^3/s)	対象施設を活用した 渇水・高温対策の取組内容

オ. 樋門

施設名	所在地	水系名	河川名	通水量 (m^3/s)

対象施設を活用した渇水・高温対策の取組内容

カ. 水路

施設名	所在地	水系名	河川名	延長 (m)	構造

対象施設を活用した渇水・高温対策の取組内容

キ. ため池

施設名	所在地	水系名	河川名	総貯水量 (千m^3)

対象施設を活用した渇水・高温対策の取組内容

ク. その他施設

施設名	所在地	水系名	河川名	規模・構造

対象施設を活用した渇水・高温対策の取組内容

3. 基礎的取組

取組内容	想定事業費	備考
(記載例) 費用の積上げ ・会議費 ・研修費 ・資料作成費	〇〇円 〇〇円 〇〇円	
計		

4. 追加的取組

取組内容	想定事業費	備考
(記載例1：漏水時の用水管理) 費用の積上げ ・番水等対応の人件費 ・応急ポンプ等の調達、設置、運転経費等	〇〇円 〇〇円	〇〇円/人・日×〇日
(記載例2：高温障害防止に係る用水管理) 費用の積上げ ・深水管理、昼間湛水・夜間落水、飽水管理、かけ流し等対応の人件費 ・用水管理等電気料金 ・その他（消耗品費等）	〇〇円 〇〇円 〇〇円	〇〇円/人・日×〇日
(記載例3：高温障害防止に係る用水管理) ・用水施設の管理費に占める高温対策相当分	〇〇円	当該年度の管理費と過年度（高温障害が顕著になる前）の管理費（平成28～30年度の平均）の差額
計		

※1 対象となる施設ごとに記載すること。

※2 3の取組の費用と4の取組の費用が重複することのないように整理すること。

別表 省エネルギー化及びコスト削減の取組メニュー

取組メニュー		
省エネルギー化	ソフト対策	SE-1 ポンプの吐出し水位の見直し
		SE-2 ポンプの吸込み水位の見直し
		SE-3 排水機場の内水位調整
		SE-4 休止可能機器の通電停止
		SE-5 大口径ポンプの優先使用
		SE-6 無効送水の削減
		SE-7 節水による送水量の削減
		SE-8 エネルギー管理の強化
		SE-9 独自取組（省エネ化） （その他農業水利施設の省エネルギー化の効果が認められる取組（以下「独自取組（省エネ化）」という。））
	ハード対策	HE-1 高効率変圧器への更新
		HE-2 電動機制御方式の見直し
		HE-3 高効率電動機への更新
		HE-4 減速機の省略
		HE-5 高効率ポンプへの更新
		HE-6 インペラ（羽根車）の改造
		HE-7 水路のパイプライン化
		HE-8 遠隔制御機器の導入
		HE-9 再生可能エネルギー施設の導入（自家消費有り）
		HE-10 独自取組（省エネ化）
コスト削減	ソフト対策	SC-1 ポンプの同時運転台数の削減
		SC-2 電力契約の適正化
		SC-3 電力契約使用期間の短縮
		SC-4 独自取組（コスト削減） （その他農業水利施設のコスト削減の効果が認められる取組（以下「独自取組（コスト削減）」という。））
	ハード対策	HC-1 力率の改善
		HC-2 ピークカットのための調整施設の整備
		HC-3 再生可能エネルギー施設の導入（自家消費なし）
		HC-4 独自取組（コスト削減）

注 ソフト対策の省エネルギー化のうち、SE-8「エネルギー管理の強化」は、①専門技術者による省エネルギー診断の実施、②省エネルギーのための施設の運用方法のマニュアル化、③職員の省エネルギー化に関連する資格の取得、④研修受講等の人材育成、⑤施設利用者への省エネルギー化の取組の啓発など省エネルギー化の取組の新規追加・拡大・強化・定着を図る取組、⑥電力需要の少ない時間帯の施設運転によるピーク使用量の抑制、⑦再生可能エネルギー由来の電源への切替え若しくはその利用拡大など電力需給の逼迫解消や再生可能エネルギーの利用推進に資する取組又は⑧農業水利施設以外のエネルギー使用量削減の取組のうち2つ以上の取組を実施することとする。

特定外来生物対策計画

1. 地区概要

地区名		都道府県名	
市町村名		施設管理者名	

2. 対象施設調書

ア. ダム

施設名	所在地	水系名	河川名	型式	堤高 (m)

堤頂長 (m)	総貯水量 (千 m^3)	設計洪水量 (m^3/s)	対象施設を活用した 特定外来生物対策の取組内容

イ. 頭首工

施設名	所在地	水系名	河川名	型式	堤高 (m)

堤長 (m)	取水量 (m^3/s)	設計洪水量 (m^3/s)	対象施設を活用した 特定外来生物対策の取組内容

ウ. 用水機場

施設名	所在地	水系名	河川名	総口径 (mm)	用水量 (m^3/s)

対象施設を活用した 特定外来生物対策の取組内容

エ. 排水機場

施設名	所在地	水系名	河川名	総口径 (mm)	排水量 (m^3/s)

設計洪水量 (m^3/s)	対象施設を活用した 特定外来生物対策の取組内容

オ. 樋門

施設名	所在地	水系名	河川名	通水量 (m^3/s)

対象施設を活用した 特定外来生物対策の取組内容

カ. 水路

施設名	所在地	水系名	河川名	延長 (m)	構造

対象施設を活用した 特定外来生物対策の取組内容

キ. ため池

施設名	所在地	水系名	河川名	総貯水量 (千m^3)

対象施設を活用した 特定外来生物対策の取組内容

ク. その他施設

施設名	所在地	水系名	河川名	規模・構造

対象施設を活用した 特定外来生物対策の取組内容

3. 基礎的取組

取組内容	想定事業費	備考
(記載例) 費用の積上げ ・会議費 ・研修費 ・資料作成費	〇〇円 〇〇円 〇〇円	
計		

4. 追加的取組

取組内容	想定事業費	備考
(記載例) 費用の積上げ ・体制整備、啓発費 ・資機材の調達、設置、運転経費、駆 除・運搬経費等	〇〇円 〇〇円	〇〇円/人・日×〇日
計		

※1 対象となる施設ごとに記載すること。

※2 3の取組の費用と4の取組の費用が重複することのないように整理すること。

省エネルギー化推進計画

1 地区概要

都道府県名	地区名	事業実施主体名	関係市町村名	関係土地改良区名

2 対象施設（施設管理者ごとに記載）

施設管理者：〇〇

・維持管理費に占める諸油脂費及び電力料の割合：〇％

・維持管理費に占める諸油脂費及び電力料：〇千円

（1）諸油脂

施設名	施設区分	施設容量	当年度使用諸油脂量	当年度諸油脂費	交付済み又は交付予定補助金等	省エネルギー化・コスト削減対策	取組内容	実施期間
			kL	千円				
			kL	千円				
			kL	千円				

(2) 電力

施設名	施設区分	施設容量	契約区分	当年度使用電力量	当年度電力料	交付済み又は交付予定補助金等	省エネルギー化 ・コスト削減対策	取組内容	実施期間
		kW		kWh	千円 (内訳) ・基本料金 千円 ・電力量料金 千円 ・燃料費調整額 千円 ・再エネ賦課金 千円				
		kW		kWh	千円 (内訳) ・基本料金 千円 ・電力量料金 千円 ・燃料費調整額 千円 ・再エネ賦課金 千円				
		kW		kWh	千円 (内訳) ・基本料金 千円 ・電力量料金 千円 ・燃料費調整額 千円 ・再エネ賦課金 千円				

(3) 体制強化

取組メニュー	取組内容	実施期間

注

- 1 当年度の使用諸油脂量、諸油脂費、使用電力量、電力料が分かる資料等を添付すること。
- 2 使用量が確定していない月の諸油脂量又は使用電力量については、前年度の当該月の使用諸油脂量又は使用電力量で代用することとする。その場合にあっては、前年度の使用諸油脂量又は使用電力量の実績が分かる資料等を添付すること。
- 3 支払額が確定していない月の諸油脂費については、支払済みの最新の月の単価に注2で代用する使用量に乗じた金額で代用する。
- 4 支払額が確定していない月の電力料については、電力会社が公表している当該月の単価又は支払済みの最新の月の単価に注2により代用する電力量に乗じた金額で代用する。
- 5 交付済み又は交付予定補助金等の額が分かる資料等を添付すること。
- 6 直近12か月の維持管理費に占める諸油脂費及び電力料並びにその割合が分かる資料等を添付すること。
- 7 諸油脂費又は電力料の単価高騰以外の要因による料金高騰があった場合は、その事実を証明する書類等を添付すること。
- 8 ハード対策を過去5年間に実施済み又は今後5年以内に実施予定の場合は、その時期を記載すること。
- 9 省エネルギー化、コスト削減及び体制強化対策として、独自の取組を実施する場合は、その取組の内容及び省エネルギー化、コスト削減の効果又は施設管理者の体制強化に資すると認められたことが分かる資料等を添付すること。
- 10 (1)及び(2)の「省エネルギー化・コスト削減対策」の欄には、別表の取組メニューのうち実施する取組の記号(SE-1～SE-9、HE-1～HE-10、SC-1～SC-4、HC-1～HC-4)を記載すること。
- 11 (1)及び(2)の「取組内容」の欄には、具体的な取組内容を記載すること。
- 12 別表の取組メニューのうち体制強化の取組を実施する場合は、(3)の「取組メニュー」の欄に、実施する取組の記号(SS-1～SS-4)を記載し、「取組内容」の欄に、具体的な取組内容を記載すること。

別表 省エネルギー化、コスト削減及び体制強化の取組メニュー

取組メニュー		
省エネルギー化	ソフト対策	SE-1 ポンプの吐出し水位の見直し
		SE-2 ポンプの吸込み水位の見直し
		SE-3 排水機場の内水位調整
		SE-4 休止可能機器の通電停止
		SE-5 大口径ポンプの優先使用
		SE-6 無効送水の削減
		SE-7 節水による送水量の削減
		SE-8 エネルギー管理の強化
		SE-9 独自取組（省エネ化） （その他農業水利施設の省エネルギー化の効果が認められる取組（以下「独自取組（省エネ化）」という。））
	ハード対策	HE-1 高効率変圧器への更新
		HE-2 電動機制御方式の見直し
		HE-3 高効率電動機への更新
		HE-4 減速機の省略
		HE-5 高効率ポンプへの更新
		HE-6 インペラ（羽根車）の改造
		HE-7 水路のパイプライン化
		HE-8 遠隔制御機器の導入
		HE-9 再生可能エネルギー施設の導入（自家消費有り）
		HE-10 独自取組（省エネ化）

取組メニュー		
コスト削減	ソフト対策	SC-1 ポンプの同時運転台数の削減
		SC-2 電力契約の適正化
		SC-3 電力契約使用期間の短縮
		SC-4 独自取組（コスト削減） （その他農業水利施設のコスト削減の効果が認められる取組（以下「独自取組（コスト削減）」という。））
	ハード対策	HC-1 力率の改善
		HC-2 ピークカットのための調整施設の整備
		HC-3 再生可能エネルギー施設の導入（自家消費なし）
		HC-4 独自取組（コスト削減）
	取組メニュー	
体制強化	ソフト対策	SS-1 准組合員制度の適用
		SS-2 施設管理准組合員制度の適用
		SS-3 経常賦課金の引上げ（過去４年以内又は今後５年以内）
		SS-4 独自取組（体制強化） （その他農業水利施設の管理に係る体制強化に資すると認められる取組）

注 ソフト対策の省エネルギー化のうち、SE-8「エネルギー管理の強化」は、①専門技術者による省エネルギー診断の実施、②省エネルギーのための施設の運用方法のマニュアル化、③職員の省エネルギー化に関連する資格の取得、④研修受講等の人材育成、⑤施設利用者への省エネルギー化の取組の啓発など省エネルギー化の取組の新規追加・拡大・強化・定着を図る取組、⑥電力需要の少ない時間帯の施設運転によるピーク使用量の抑制、⑦再生可能エネルギー由来の電源への切替え又はその利用拡大など電力需給の逼迫解消や再生可能エネルギーの利用推進に資する取組、⑧農業水利施設以外のエネルギー使用量削減の取組のうち２つ以上の取組を実施することとする。

別紙様式第 6－1 号

水利施設管理強化事業（一般型・連携管理保全型）事業採択申請書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

〇〇市町村長

下記地区について、〇〇年度から水利施設管理強化事業（一般型・連携管理保全型）を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第 5 の 1 の（1）に基づき、水利施設管理強化計画を添付して申請します。

記

地区名	施設管理者名	備考

別紙様式第 6－2 号

水利施設管理強化事業（一般型・連携管理保全型）事業採択申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

（北海道にあつては農村振興局長
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）

都道府県知事

下記地区について、〇〇年度から水利施設管理強化事業（一般型・連携管理保全型）を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第 5 の 1 の（2）に基づき、水利施設管理強化計画を添付して申請します。

記

地区名	事業実施主体名	施設管理者名	備考

別紙様式第6－3号

水利施設管理強化事業（特別型）事業採択申請書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

〇〇市町村長

下記地区について、〇〇年度から水利施設管理強化事業（特別型）を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第5の2の（1）に基づき、流域治水推進計画（※）を添付して申請します。

※ 特定外来生物対策に係る申請を行う場合は、「特定外来生物対策計画」

記

施設名	施設造成者名	施設管理者名	備考

別紙様式第6－4号

水利施設管理強化事業（特別型）事業採択申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

（北海道にあつては農村振興局長
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）

都道府県知事

下記地区について、〇〇年度から水利施設管理強化事業（特別型）を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第5の2の（2）に基づき、流域治水推進計画（※）を添付して申請します。

※ 特定外来生物対策に係る申請を行う場合は、「特定外来生物対策計画」

記

施設名	事業実施主体名	施設造成者名	施設管理者名	備考

別紙様式第 6－5 号

水利施設管理強化事業（特別型）事業採択申請書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

〇〇市町村長

下記地区について、〇〇年度の水利施設管理強化事業（特別型（渇水・高温対策））を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第 5 の 2 の（1）（又は（4）（※））に基づき、渇水・高温対策計画を添付して申請します。

※ 同要綱第 5 の 2 の（4）に基づく場合、水利施設管理強化事業実施要領第 2 の 2 の（3）に定める要件に該当することが確認できる資料を添付するものとする。

記

地区名	備考

別紙様式第 6－6 号

水利施設管理強化事業（特別型）事業採択申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

北海道にあつては農村振興局長

沖縄県にあつては沖縄総合事務局長

都道府県知事

下記地区について、〇〇年度の水利施設管理強化事業（特別型（渇水・高温対策））を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第 5 の 2 の（2）（又は（5）（※））に基づき、渇水・高温対策計画を添付して申請します。

※ 同要綱第 5 の 2 の（5）に基づく場合、水利施設管理強化事業実施要領第 2 の 2 の（3）に定める要件に該当することが確認できる資料を添付するものとする。

記

地区名	事業実施主体名	備考

番 号
年 月 日

令和〇〇年度水利施設管理強化事業（特別型（渇水・高温対策））の交付決定前着手届

都道府県知事 殿

〇〇市町村長

土地改良事業関係補助事業の補助金交付決定前着手の取扱いについて（令和元年 11 月 1 日付け元農振第 1992 号農林水産省農村振興局長通知）に基づき、別紙の事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので、水利施設管理強化事業実施要綱第 5 の 2 の（4）の交付決定前着手届を提出する。

記

- 1 補助金の交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、事業の計画変更は行わないこと。

（別 紙）

- 1 事業名：
- 2 地区名：
- 3 事業実施主体：
- 4 交付決定前着手する事業内容：
- 5 着手予定年月日：
- 6 完了予定年月日：
- 7 交付決定前着手が必要である理由

番 号
年 月 日

令和〇〇年度水利施設管理強化事業（特別型（渇水・高温対策））の交付決定前着手届

地方農政局長 殿

北海道にあつては農村振興局長

沖縄県にあつては沖縄総合事務局長

都道府県知事

土地改良事業関係補助事業の補助金交付決定前着手の取扱いについて（令和元年 11 月 1 日付け元農振第 1992 号農林水産省農村振興局長通知）に基づき、別紙の事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので、水利施設管理強化事業実施要綱第 5 の 2 の（5）の交付決定前着手届を提出する。

記

- 1 補助金の交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、事業の計画変更は行わないこと。

（別 紙）

- 1 事業名：
- 2 地区名：
- 3 事業実施主体：
- 4 交付決定前着手する事業内容：
- 5 着手予定年月日：
- 6 完了予定年月日：
- 7 交付決定前着手が必要である理由

別紙様式第 6－9 号

水利施設管理強化事業（管理水準向上型）事業採択申請書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

市町村長

下記地区について、〇〇年度の水利施設管理強化事業（管理水準向上型）を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第 5 の 3 の（1）に基づき、管理水準向上計画を添付して申請します。

記

施設名	施設造成者名	施設管理者名	備考

注 備考欄には、採択済みの事業型を記載する。

別紙様式第 6－10 号

水利施設管理強化事業（管理水準向上型）事業採択申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

（北海道にあつては農村振興局長
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）

都道府県知事

下記地区について、〇〇年度の水利施設管理強化事業（管理水準向上型）を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第 5 の 3 の（2）に基づき、管理水準向上計画を添付して申請します。

記

施設名	事業実施主体名	施設造成者名	施設管理者名	備考

注 備考欄には、採択済みの事業型を記載する。

別紙様式第 6－11 号

水利施設管理強化事業（包括的民間委託推進型）事業採択申請書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

市町村長

下記地区について、〇〇年度の水利施設管理強化事業（包括的民間委託推進型）を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第 5 の 4 の（1）に基づき、包括的民間委託推進計画を添付して申請します。

記

施設名	施設造成者名	施設管理者名	備考

注 備考欄には、採択済みの事業型を記載する。

別紙様式第 6－12 号

水利施設管理強化事業（包括的民間委託推進型）事業採択申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

（北海道にあつては農村振興局長
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）

都道府県知事

下記地区について、〇〇年度の水利施設管理強化事業（包括的民間委託推進型）を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第 5 の 4 の（2）に基づき、包括的民間委託推進計画を添付して申請します。

記

施設名	事業実施主体名	施設造成者名	施設管理者名	備考

注 備考欄には、採択済みの事業型を記載する。

別紙様式第 6－13 号

水利施設管理強化事業（省エネルギー化推進型）事業採択申請書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

市町村長

下記地区について、〇〇年度から水利施設管理強化事業（省エネルギー化推進型）を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第 5 の 5 の（1）に基づき、省エネルギー化推進計画を添付して申請します。

記

施設名	施設造成者名	施設管理者名	備考

注 備考欄には、採択済みの事業型を記載する。

別紙様式第 6－14 号

水利施設管理強化事業（省エネルギー化推進型）事業採択申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

北海道にあつては農村振興局長

沖縄県にあつては沖縄総合事務局長

都道府県知事

下記地区について、〇〇年度から水利施設管理強化事業（省エネルギー化推進型）を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第 5 の 5 の（2）に基づき、省エネルギー化推進計画を添付して申請します。

記

施設名	事業実施主体名	施設造成者名	施設管理者名	備考

注 備考欄には、採択済みの事業型を記載する。

水利施設管理強化事業実施採択通知書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

地方農政局長
〔 北海道にあつては農村振興局長
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長 〕

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって申請のあつた下記地区について、事業実施地区として採択したので通知する。

記

＜一般型の場合＞

事業型	施設名	事業実施主体名	施設管理者名	事業費	備考

＜連携管理保全型の場合＞

事業型	施設名	事業実施主体名	施設管理者名	事業費	備考

＜特別型の場合＞

事業型	施設名	事業実施主体名	施設管理者名	事業費	備考

＜管理水準向上型の場合＞

事業型	施設名	事業実施主体名	施設管理者名	事業費	備考

＜包括的民間委託推進型の場合＞

事業型	施設名	事業実施主体名	施設管理者名	事業費	備考

＜省エネルギー化推進型の場合＞

事業型	施設名	事業実施主体名	施設管理者名	事業費	備考

水利施設管理強化事業実施採択通知書

番 号
年 月 日

〇〇市町村長 殿

都道府県知事

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって申請のあった下記地区について、事業実施地区として採択したので通知する。

記

＜一般型の場合＞

事業型	施設名	施設管理者名	事業費	備考

＜連携管理保全型の場合＞

事業型	施設名	施設管理者名	事業費	備考

＜特別型の場合＞

事業型	施設名	施設管理者名	事業費	備考

＜管理水準向上型の場合＞

事業型	施設名	施設管理者名	事業費	備考

＜包括的民間委託推進型の場合＞

事業型	施設名	施設管理者名	事業費	備考

＜省エネルギー化推進型の場合＞

事業型	施設名	施設管理者名	事業費	備考

別紙様式第 8－1 号

水利施設管理強化計画変更手続書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

〇〇市町村長

水利施設管理強化事業（一般型・連携管理保全型）の水利施設管理強化計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第 7 の 1 により提出します。

記

- 1 地区名
- 2 水利施設管理強化計画（変更）
※別紙様式第 1 号により、変更に係る項目については上段括弧書きで変更前を記載する。

別紙様式第 8－2 号

水利施設管理強化計画変更手続報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
〔北海道にあつては農村振興局長
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長〕

都道府県知事

水利施設管理強化事業（一般型・連携管理保全型）の管理強化計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第 7 の 1 により報告します。

記

- 1 地区名
- 2 水利施設管理強化計画（変更）
※別紙様式第 1 号により、変更に係る項目については上段括弧書きで変更前を記載する。

別紙様式第 8－3 号

流域治水推進計画変更手続書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

〇〇市町村長

水利施設管理強化事業（特別型）の流域治水推進計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第 7 の 2 により提出します。

記

- 1 施設名
- 2 流域治水推進計画（変更）
※別紙様式第 4－1 号により、変更に係る項目については、変更前の情報を各項目の上段に括弧書きで記載する。

別紙様式第 8－4 号

流域治水推進計画変更手続報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
〔 北海道にあつては農村振興局長
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事

水利施設管理強化事業（特別型）の流域治水推進計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第 7 の 2 により報告します。

記

- 1 施設名
- 2 流域治水推進計画（変更）
※別紙様式第 4－1 号により、変更に係る項目については、変更前の情報を各項目の上段に括弧書きで記載する。

別紙様式第 8－5 号

渇水・高温対策計画変更手続書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

〇〇市町村長

水利施設管理強化事業（特別型）の渇水・高温対策計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第 7 の 2 により提出します。

記

- 1 施設名
- 2 渇水・高温対策計画（変更）
※別紙様式第 4－2 号により、変更に係る項目については、変更前の情報を各項目の上段に括弧書きで記載する。

別紙様式第 8－6 号

渇水・高温対策計画変更手続報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
〔 北海道にあつては農村振興局長
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事

水利施設管理強化事業（特別型）の渇水・高温対策計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第 7 の 2 により報告します。

記

- 1 施設名
- 2 渇水・高温対策計画（変更）
※別紙様式第 4－2 号により、変更に係る項目については、変更前の情報を各項目の上段に括弧書きで記載する。

別紙様式第 8－7 号

特定外来生物対策計画変更手続書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

〇〇市町村長

水利施設管理強化事業（特別型）の特定外来生物対策計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第 7 の 2 により提出します。

記

- 1 施設名
- 2 特定外来生物対策計画（変更）
※別紙様式第 4－3 号により、変更に係る項目については、変更前の情報を各項目の上段に括弧書きで記載する。

別紙様式第 8－8 号

特定外来生物対策計画変更手続報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
〔 北海道にあつては農村振興局長
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事

水利施設管理強化事業（特別型）の特定外来生物対策計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第 7 の 2 により報告します。

記

- 1 施設名
- 2 特定外来生物対策計画（変更）
※別紙様式第 4－3 号により、変更に係る項目については、変更前の情報を各項目の上段に括弧書きで記載する。

別紙様式第 8－9 号

管理水準向上計画変更手続書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

〇〇市町村長

水利施設管理強化事業（管理水準向上型）の管理水準向上計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第 7 の 3 により提出します。

記

- 1 地区名
- 2 管理水準向上計画（変更）
※別紙様式第 2 号により、変更に係る項目については、変更前の情報を各項目の上段に括弧書きで記載する。

別紙様式第 8－10 号

管理水準向上計画変更手続報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
(北海道にあつては農村振興局長
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長)

都道府県知事

水利施設管理強化事業（管理水準向上型）の管理水準向上計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第 7 の 3 により報告します。

記

- 1 地区名
- 2 管理水準向上計画（変更）
※別紙様式第 2 号により、変更に係る項目については、変更前の情報を各項目の上段に括弧書きで記載する。

別紙様式第 8－11 号

包括的民間委託推進計画変更手続書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

〇〇市町村長

水利施設管理強化事業（包括的民間委託推進型）の包括的民間委託推進計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第 7 の 4 により提出します。

記

- 1 地区名
- 2 包括的民間委託推進計画（変更）
※別紙様式第 3 号により、変更に係る項目については、変更前の情報を各項目の上段に括弧書きで記載する。

別紙様式第 8－12 号

包括的民間委託推進計画変更手続報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

（北海道にあつては農村振興局長
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）

都道府県知事

水利施設管理強化事業（包括的民間委託推進型）の包括的民間委託推進計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第 7 の 4 により報告します。

記

- 1 地区名
- 2 包括的民間委託推進計画（変更）
※別紙様式第 3 号により、変更に係る項目については、変更前の情報を各項目の上段に括弧書きで記載する。

別紙様式第 8－13 号

省エネルギー化推進計画変更手続書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

市町村長

水利施設管理強化事業（省エネルギー化推進型）の省エネルギー化推進計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第 7 の 5 により提出します。

記

- 1 施設名
- 2 省エネルギー化推進計画（変更）
※別紙様式第 5 号により、変更に係る項目については、変更前の情報を各項目の上段に括弧書きで記載する。

別紙様式第 8－14 号

省エネルギー化推進計画変更手続報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
(北海道にあつては農村振興局長
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長)

都道府県知事

水利施設管理強化事業（省エネルギー化推進型）の省エネルギー化推進計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第 7 の 5 により報告します。

記

- 1 施設名
- 2 省エネルギー化推進計画（変更）
※別紙様式第 5 号により、変更に係る項目については、変更前の情報を各項目の上段に括弧書きで記載する。

実績報告書（管理水準向上）

番 号
年 月 日

農 村 振 興 局 長
又は
地 方 農 政 局 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
殿
〔都道府県知事〕

（都道府県知事名）
〔市町村長名〕

下記のとおり事業を実施したので、水利施設管理強化事業実施要綱第 9 の 1 に基づき報告します。

1. 地区概要	都道府県名	地区名	事業実施主体名	関係市町村名	関係土地改良区名
2. 事業実施概要	事業内容		施 設 名	構造及び規模	
3. 事業実施の目的及び内容					
4. 実施結果の概要及び評価					
5. 今後の技術等活用方針					
6. その他					

実績報告書（包括的民間委託）

番 号
年 月 日

（ 農 村 振 興 局 長
又は
地 方 農 政 局 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
） 殿
[都道府県知事]

（都道府県知事名）
[市町村長名]

下記のとおり事業を実施したので、水利施設管理強化事業実施要綱第9の2に基づき報告します。

記

1 地区概要

都道府県名	地区名	事業実施主体名	関係市町村名	関係土地改良区名

2 実施状況

包括的民間委託に係る調査、契約書類の作成等の取組や包括的民間委託に係る実施状況を記載する。

	実施内容	備考
1年目（令和6年度）		

2年目（令和7年度）		
3年目（令和8年度）		

注 調査報告書、契約書類案等の参考資料を添付すること。

3 包括的民間委託の対象施設

2で包括的民間委託の対象として計画又は検討しているダム、頭首工、機場、樋門及び幹線水路等について、対象施設ごとに主要諸元、従前及び包括的民間委託後の管理状況等を記載する。

施設名	主要諸元	従前の管理	包括的民間委託の状況

実績報告書（省エネルギー化推進型）

番 号
年 月 日

農 村 振 興 局 長
又は
地 方 農 政 局 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
殿
[都道府県知事]

（都道府県知事名）
[市 町 村 長 名]

下記のとおり事業を実施したので、水利施設管理強化事業実施要綱第 9 の 3 に基づき報告します。

記

1 地区概要

都道府県名	地区名	事業実施主体名	関係市町村名	関係土地改良区名	支援交付金額
					千円

2 支援交付金の使途

使途		内容	金額
ア	省エネ計画に係る取組	・	千円
		・	千円
イ	施設の管理費	・	千円
		・	千円

3 対象施設（施設管理者ごとに記載）

施設管理者：〇〇

・維持管理費に占める諸油脂費及び電力料の割合：〇％

・維持管理費に占める諸油脂費及び電力料：〇千円

（１）諸油脂

施設名	運転時間					送水量					使用諸油脂量					R〇年度からの使用諸油脂量削減率	省エネルギー化・コスト削減対策	取組内容	実施期間	備考
	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇					
																%				
	時間	時間	時間	時間	時間	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	kL	kL	kL	kL	kL					
																%				
	時間	時間	時間	時間	時間	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	kL	kL	kL	kL	kL					
																%				
	時間	時間	時間	時間	時間	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	kL	kL	kL	kL	kL					

（２）電力

施設名	施設容量	契約区分	運転時間					送水量					使用電力量					R〇年度からの使用電力量削減率	省エネルギー化・コスト削減対策	取組内容	実施期間	備考
			R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇					

																	%				
kW			時間	時間	時間	時間	時間	m³	m³	m³	m³	m³	kWh	kWh	kWh	kWh	kWh				
																		%			
kW			時間	時間	時間	時間	時間	m³	m³	m³	m³	m³	kWh	kWh	kWh	kWh	kWh				
																		%			
kW			時間	時間	時間	時間	時間	m³	m³	m³	m³	m³	kWh	kWh	kWh	kWh	kWh				

(3) 体制強化

取組メニュー	取組内容	実施期間	備考

注

- 1 当該年度の運転時間、送水量、使用諸油脂量及び使用電力量が分かる資料等を添付すること。ただし、初年度分の実績報告書にあっては、前年度及び当年度の運転時間、送水量、使用諸油脂量及び使用電力量が分かる資料等を添付すること。
- 2 ハード対策を過去５年間に実施済み又は今後５年以内に実施予定の場合は、その時期を記載すること。

別紙 支援交付金の算定方法

- (1) 要綱第2の6の(1)のアの施設について、国の支援交付金の額の算定は、次のとおり行うものとする。

支援交付金の額=エネルギー料金の高騰分×0.7

エネルギー料金の高騰分=当年度のエネルギー料金－指標となるエネルギー料金－従来補助金額

指標となるエネルギー料金=当年度のエネルギー料金÷高騰率

- (2) 要綱第2の6の(1)のイの施設について、国の支援交付金の額の算定は、次のとおり行うものとする。

支援交付金の額=エネルギー料金の高騰分×0.4

エネルギー料金の高騰分=当年度のエネルギー料金－指標となるエネルギー料金－従来補助金額

指標となるエネルギー料金=当年度のエネルギー料金÷高騰率

- (3) エネルギー料金とは、諸油脂費及び電力料をいう。

- (4) エネルギー料金の高騰分には、(1)及び(2)の算定式により算定される諸油脂費及び電力料の単価高騰による高騰分以外の高騰分を含めることを認めるが、その場合にあつては、単価高騰による高騰以外の高騰の事実を証明する資料等を省エネ計画に添付するものとする。

- (5) 当年度のエネルギー料金とは、令和8年6月から同年9月までの間に省エネ計画に記載された施設に要することが確実に見込まれる諸油脂費（灯油、軽油及びA重油）及び電力料（基本料金及び使用電力料のうち電力量料金及び燃料費調整額）をいう。

- (6) 従来補助金額とは、一般型、連携管理保全型又は特別型により既に補助されている金額をいう。

- (7) 高騰率は、統計調査等により別途農林振興局長が定めるものとする。

- (8) 支援交付金の上限額は、(1)及び(2)の算定式により得られる額又は、エネルギー料金の高騰分から、エネルギー料金の高騰分に対する本事業以外の補助金等の額を減じた額のうちいずれか小さい方の額とする。

- (9) (2)の支援に当たっては、事業実施主体は、エネルギー料金の高騰分の3割に相当する額を標準とし、事業実施主体が定める額を負担することとし、その額を施設管理者に交付するものとする。